

ID: 272

担当部署: 上下水道局

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	長門市漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例 第13条					
例 規 番 号	平成17年条例第155号					
【根拠条文】						
(罰則) 第13条 受益者が詐欺その他不正の行為により分担金の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日			